

関西住宅品質保証株式会社
確認検査手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「関西住宅品質保証株式会社確認検査業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、関西住宅品質保証株式会社(以下「当機関」という。)が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(建築物に関する確認の申請手数料)

第2条 業務規程第17条に規定する建築物に関する確認申請手数料は、当機関に住宅性能評価サービス(以下「性能評価」という。)を申し込んだ住宅については確認申請一件につき別表第1に定める額とし、当機関に性能評価を申し込まない住宅及び倉庫については別表第2に定める額とし、その他については別表第3に定める額とする。また、申請する建築物が別表第4(い)欄に該当する場合は、別表第1～別表第3に定める額に、別表第4(ろ)欄に掲げる申請手数料を加算する。

2 別表第1、別表第2及び別表第3における床面積の合計は、次の(1)～(4)に定める区分に応じた面積について算定する。

(1) 建築物を建築する場合((3)および(4)に掲げる場合は除く。)

当該建築に係る部分の床面積

(2) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を当機関から受けている場合

当該計画の変更に係る部分の床面積

(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積を加算)

※計画変更の内容により、変更に係る部分の床面積によることが、相当でない場合には、変更前の建築確認手数料金額の $2/3 \sim 1/2$ を適用する

(3) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を当機関以外から受けている場合

当該建築に係る部分の床面積

(4) 当機関が確認審査中であった建築物の計画を大規模に変更して建築物を建築する場合

当該建築に係る部分の床面積の $1/2$

(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積を加算)

(建築設備に関する確認の申請手数料)

第3条 業務規程第17条に規定する建築設備(小荷物専用昇降機を除く。以下同じ。)に関する確認申請手数料は、一の建築設備につき別表第10に定める額とする。

2 業務規程第17条に規定する小荷物専用昇降機に関する確認申請手数料は、小荷物専用昇降機一基につき別表第11に定める額とする。

(工作物に関する確認の申請手数料)

第4条 業務規程第17条に規定する工作物に関する確認申請手数料は、一の工作物につき別

表第 1 2 に定める額とする。

(建築物に関する中間検査の申請手数料)

第 5 条 業務規程第 2 6 条に規定する建築物の中間検査の申請手数料は、当機関に性能評価を申し込んだ住宅については中間検査申請一件につき各検査面積対象ごとに別表第 1 に定める額とし、当機関に性能評価を申し込まない住宅及び倉庫については同じく別表第 2 に定める額とし、その他については同じく別表第 3 に定める額とする。

(建築物に関する完了検査申請手数料)

第 6 条 業務規程第 3 2 条に規定する建築物の完了検査申請手数料は、当機関に性能評価を申し込んだ住宅については完了検査申請一件につき別表第 1 に定める額とし、当機関に性能評価を申し込まない住宅及び倉庫については別表第 2 に定める額とし、その他については別表第 3 に定める額とする。また「建築物省エネ法」に係る適合義務のある建築物については別表第 9 に定める完了検査時の申請手数料を加算する。

(建築設備に関する完了検査の申請手数料)

第 7 条 業務規程第 3 2 条に規定する建築設備の完了検査申請手数料は、別表第 1 0 に定める額とする。

2 業務規程第 32 条に規定する小荷物専用昇降機の完了検査申請手数料は、別表第 1 1 に定める額とする

(工作物に関する完了検査の申請手数料)

第 8 条 業務規程第 3 2 条に規定する工作物の完了検査申請手数料は、別表第 1 2 に定める額とする。

(仮使用認定に関する申請手数料)

第 9 条 業務規程第 3 8 条に規定する仮使用認定の申請に係る書類・図面審査、現場検査の手数は、当機関に性能評価を申し込んだ住宅については申請一件につき別表第 1 に定める額とし、当機関に性能評価を申し込まない住宅及び倉庫については別表第 2 に定める額とし、その他については別表第 3 に定める額とする。

2 建築設備の認定申請手数料は、第 7 条第 1 項又は第 7 条第 2 項に規定する完了検査申請手数料を適用する。

3 工作物の認定申請手数料は、第 8 条に規定する完了検査申請手数料を適用する。

(遠隔地の場合の検査申請手数料)

第 1 0 条 検査の対象となる工事が別表第 1 3 (い) 欄に掲げる区域内で行われる場合は、第 5 条から前条までの手数料の額に別表第 1 3 (ろ) 欄に掲げる額を加算する。

ただし、検査場所が島しょ部等である等、通常の交通手段により難しい場合には、別途、交通費として実費を定めることができるものとする。

(確認申請等手数料の減額)

第11条 当機関は、第2条から第9条に定める手数料の額について、次に掲げる場合に減額することができるものとし、減額率は各々50%を上限とする。

- (1) 継続して一定量の申請が見込める場合（概ね年間10件以上）
 - (2) 一団の住宅の開発など、共通仕様等に基づく計画で、かつ現場検査のための移動回数の合理化が図れるよう、まとまった戸数の申請を受けた場合
 - (3) (2)のほか、類似性のある計画などで、効率的に審査が行える場合
- ※複数の要件に該当する場合、削減率は重複して適用としない。

(その他)

第12条 この規程に定めのない事項又は特別な事情により、この規程に定める手数料が適当ではないと当機関が判断した場合においては、当機関と申請者の協議により定める額とする。

(令和7年4月1日改訂附則)

附則第1条 この確認検査手数料規程は、令和7年4月1日から施行する。

施行：平成17年01月01日
改訂：平成18年09月22日
改訂：平成20年03月06日
改訂：平成24年01月16日
改訂：平成27年12月 1日
改訂：平成30年11月 1日
改訂：令和 7年 4月 1日

以 上

<別表 確認検査及び仮使用認定手数料>

別表 第1(当機関に性能評価を申し込んだ建築物の申請手数料)

(単位:円)

手数料の額	確認検査の区分				仮使用認定※2
	建築確認※1	中間検査	完了検査※2	完了検査※2	
床面積の合計					中間検査あり
80㎡以内	38,000	25,000	30,000	32,000	49,000
80㎡を超え、200㎡以内	49,000	36,000	44,000	47,000	71,000
200㎡を超え、500㎡以内	76,000	52,000	59,000	62,000	94,000
500㎡を超え、1,000㎡以内	120,000	76,000	89,000	93,000	140,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	170,000	100,000	120,000		190,000
2,000㎡を超え、5,000㎡以内	270,000	150,000	180,000		280,000
5,000㎡を超え、10,000㎡以内	400,000	190,000	240,000		360,000
10,000㎡を超え、20,000㎡以内	540,000	250,000	300,000		460,000
20,000㎡を超え、30,000㎡以内	670,000	300,000	370,000		560,000
30,000㎡を超え、50,000㎡以内	800,000	380,000	460,000		680,000
50,000㎡を超え、100,000㎡以内	1,100,000	660,000	780,000		1,180,000
100,000㎡を超えるもの	1,540,000	980,000	1,180,000		1,780,000

※1 別表 第4(い)欄に掲げる場合は、本表の額に、(ろ)欄に掲げる額を加算する。

※2 省エネ基準適合義務建築物における完了検査時には、別表 第9に定める額を加算する。

別表 第2(当機関に性能評価を申し込まない住宅及び倉庫に関する建築物の申請手数料)

(単位:円)

手数料の額	確認検査の区分				仮使用認定※2
	建築確認※1	中間検査	完了検査※2	完了検査※2	
床面積の合計					中間検査あり
80㎡以内	58,000	38,000	45,000	49,000	74,000
80㎡を超え、200㎡以内	74,000	55,000	66,000	71,000	107,000
200㎡を超え、500㎡以内	115,000	78,000	89,000	94,000	141,000
500㎡を超え、1,000㎡以内	181,000	115,000	134,000	140,000	211,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	260,000	160,000	190,000		290,000
2,000㎡を超え、5,000㎡以内	410,000	230,000	280,000		420,000
5,000㎡を超え、10,000㎡以内	610,000	290,000	360,000		540,000
10,000㎡を超え、20,000㎡以内	810,000	380,000	460,000		690,000
20,000㎡を超え、30,000㎡以内	1,010,000	460,000	560,000		840,000
30,000㎡を超え、50,000㎡以内	1,210,000	580,000	690,000		1,030,000
50,000㎡を超え、100,000㎡以内	1,650,000	990,000	1,180,000		1,780,000
100,000㎡を超えるもの	2,310,000	1,480,000	1,780,000		2,670,000

※1 別表 第4(い)欄に掲げる場合は、本表の額に、(ろ)欄に掲げる額を加算する。

※2 省エネ基準適合義務建築物における完了検査時には、別表 第9に定める額を加算する。

別表 第3(住宅・倉庫以外の建築物の申請手数料)

(単位:円)

手数料の額	確認検査の区分				仮使用認定※2
	建築確認※1	中間検査	完了検査※2	完了検査※2	
床面積の合計					中間検査あり
80㎡以内	116,000	76,000	90,000	98,000	148,000
80㎡を超え、200㎡以内	148,000	110,000	132,000	142,000	214,000
200㎡を超え、500㎡以内	230,000	156,000	178,000	188,000	282,000
500㎡を超え、1,000㎡以内	362,000	230,000	268,000	280,000	422,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	520,000	320,000	380,000		580,000
2,000㎡を超え、5,000㎡以内	820,000	460,000	560,000		840,000
5,000㎡を超え、10,000㎡以内	1,220,000	580,000	720,000		1,080,000
10,000㎡を超え、20,000㎡以内	1,620,000	760,000	920,000		1,380,000
20,000㎡を超え、30,000㎡以内	2,020,000	920,000	1,120,000		1,680,000
30,000㎡を超え、50,000㎡以内	2,420,000	1,160,000	1,380,000		2,060,000
50,000㎡を超え、100,000㎡以内	3,300,000	1,980,000	2,360,000		3,560,000
100,000㎡を超えるもの	4,620,000	2,960,000	3,560,000		5,340,000

※1 別表 第4(い)欄に掲げる場合は、本表の額に、(ろ)欄に掲げる額を加算する。

※2 省エネ基準適合義務建築物における完了検査時には、別表 第9に定める額を加算する。

別表 第4(確認申請手数料に加算する申請手数料)

(い)	(ろ)
	加算手数料
①構造計算適合性判定を要する建築物を含む場合 (構造計算適合性判定図書と確認申請図書の整合審査)	5,000円/棟(※) (※エキスパンション・ジョイント等で構造的に別棟扱いとなる場合には当該建築に係る棟の数)
②ルート2構造審査を行う場合	別表 第5に定める額
③床面積の合計が500㎡以下の建築物の構造審査を行う場合	別表 第6に定める額
④構造計算が複数棟ある場合(Exp.J含む) (別表 第1～3, 第5, 第6に加算する)	構造計算上の棟数から1を減じた数に30,000円※を乗じた額 (※仕様規定の場合は、20,000円)
⑤天空率の対象となる場合	10,000円/1天空、または、別表第1～3の建築確認手数料の10%の高い方の手数料
⑥特定天井を有する場合	別表 第7に定める額
⑦省エネ基準適合義務建築物で省エネ適判によらずに適合確認をする建築物 (以下「仕様基準等」という)の場合 (※建築物エネルギー消費性能適合性判定を利用する場合は、別途省エネ適合性判定申請とそれに伴う申請料が必要です。)	別表 第8に定める額
⑧ホームエレベータ等の審査を含む場合	10,000円/基
⑨消防同意を当社が持ち込みする場合	5,000円/回

別表 第5(ルート2(許容応力度等計算)の構造審査手数料) (単位:円)

床面積の合計	加算手数料※
200㎡以下	60,000
200㎡を超え、500㎡以内	66,000
500㎡を超え、1,000㎡以内	88,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	110,000
2,000㎡を超え、10,000㎡以内	165,000
10,000㎡を超えるもの	別途見積り

※当機関に設計住宅性能評価等を同時申請の場合は、別途見積りとする。

別表 第6(延床面積500㎡以下の構造審査を行う場合の手数料) (単位:円)

構造審査区分	加算手数料※
仕様規定による構造審査	25,000
構造計算による構造審査	40,000

※当機関に設計住宅性能評価等を同時申請の場合は、7,000円とする。

別表 第7(特定天井を有する場合の加算手数料) (単位:円)

特定天井の面積の合計※	加算手数料
200㎡を超え、500㎡以内	100,000
500㎡を超え、1,000㎡以内	150,000
1,000㎡を超えるもの	240,000

※対象となる特定天井部位の水平投影面積の合計による。

別表 第8(仕様基準等による省エネ審査手数料) (単位:円)

住宅等の区分	加算手数料※
一戸建住宅	20,000
共同住宅等	60,000円+住戸数×3,000円

※当機関に設計住宅性能評価等を同時申請の場合は、別途見積りとする。

別表 第9 (省エネ適合性判定等に係る完了検査時の手数料)

省エネ適合性判定を要する部分の床面積割合	①省エネ適合性判定を当社が行っている場合	②省エネ適合性判定を当社以外が行っている場合	③軽微変更を伴う場合
全 体	当該完了検査を行う面積に対する完了検査手数料の20%に当たる額	当社の建築物エネルギー消費性能適合性判定業務料金に、当該完了検査を行う面積に対する完了検査手数料の20%に当たる額を加算した額	①または②の額に、当該完了検査を行う面積に対する当社の建築物エネルギー消費性能適合性判定業務料金の10%(ルートA) または、30%(ルートB)に当たる額を加算した額
一 部	省エネ適合性判定を要する部分の床面積に対する完了検査手数料の20%に当たる額	当社の建築物エネルギー消費性能適合性判定業務料金に、省エネ適合性判定を要する部分の床面積に対する完了検査手数料の20%に当たる額を加算した額	①または②の額に、省エネ適合性判定を要する部分の床面積に対する当社の建築物エネルギー消費性能適合性判定業務料金の10%(ルートA) または、30%(ルートB)に当たる額を加算した額

※住宅性能評価、長期使用構造等の確認、長期優良住宅、大臣認定、性能向上認定、低炭素認定による建築物を含む。

※建設住宅性能評価を併願している場合は、別途見積もりとする。

別表 第10 (建築設備に関する申請手数料)

(単位:円)

項 目	当機関に性能評価を申し込んだ住宅	当機関に性能評価を申し込まない住宅及び倉庫	住宅・倉庫以外の建築物
①建築設備を設置する場合(②及び③の場合を除く)の確認申請	27,000	41,000	82,000
②確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合で、当該変更に係る直前の確認を当機関以外から受けている場合の計画変更	27,000	41,000	82,000
③確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合で、当該変更に係る直前の確認を当機関から受けている場合の計画変更	16,000	25,000	50,000
④当機関が確認審査中であった建築設備の計画を大規模に変更して建築設備を設置する場合の計画変更	16,000	25,000	50,000
⑤完了検査	32,000	49,000	98,000

別表 第11 (小荷物専用昇降機に関する申請手数料)

(単位:円)

項 目	当機関に性能評価を申し込んだ住宅	当機関に性能評価を申し込まない住宅及び倉庫	住宅・倉庫以外の建築物
①小荷物専用昇降機を設置する場合(③及び④の場合を除く)の確認申請	16,000	25,000	50,000
②確認を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して設置する場合で、当該変更に係る直前の確認を当機関以外から受けている場合の計画変更	16,000	25,000	50,000
③確認を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して設置する場合で、当該変更に係る直前の確認を当機関から受けている場合の計画変更	10,000	16,000	32,000
④当機関が確認審査中であった小荷物専用昇降機の計画を大規模に変更して設置する場合の計画変更	10,000	16,000	32,000
⑤完了検査	22,000	33,000	66,000

別表 第12(工作物に関する申請手数料)

(単位:円)

項目	当機関に性能評価を 申し込んだ住宅	当機関に性能評価を 申し込まない住宅及び倉庫	住宅・倉庫以外の建築物
①工作物を築造する場合(③及び④の 場合を除く)の確認申請	38,000	58,000	116,000
②確認を受けた工作物の計画を変更 して築造する場合で、当該変更に係る 直前の確認を当機関以外から受けて いる場合の計画変更	38,000	58,000	116,000
③確認を受けた工作物の計画を変更 して設置する場合で、当該変更に係る 直前の確認を当機関から受けている 場合の計画変更	22,000	33,000	66,000
④当機関が確認審査中であつた工作物 の計画を大規模に変更して築造する 場合の計画変更	22,000	33,000	66,000
⑤完了検査	32,000	49,000	98,000

※本表は、高さ4m超～8m以内の広告塔等、高さが2m超4m以内の擁壁に適用し、それ以外の工作物は、別途見積とする。

別表 第13(遠隔地の場合の検査手数料加算額)

(単位:円)

(い)	(ろ)
	加算手数料
概ね30Km～ 50Km	5,000
概ね50Km～100Km	11,000
100Km以上	16,000

* 原則として関西住宅品質保証(株)からの移動距離の区分に応じる。

* 検査場所が島しょ部等である等、通常の交通手段により難しい場合には、別途、交通費として実費を定めることができるものとする